

70歳以上の
皆さまへ

医療保険制度の見直し を行いました

平成29年4月から保険料、8月から支払い上限額が変わります。

75歳以上の方

70歳以上の方

この10年間で、

70歳以上の高齢者の数は**1.3倍**になり、

国民医療費は**1.3倍**になりました。

団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、

国民医療費の総額は、

61.8兆円にもなる見込みです。

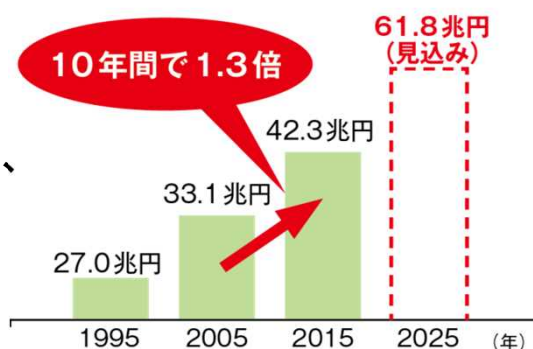
皆さまが窓口でお支払いいただく医療費は、
医療費全体のごく一部です。

右の図のように、医療費の大半は、

毎月納めていただく保険料や、

税金でまかなわれています。

国民医療費の推移



医療費の財源構成

税金	7.3兆円
74歳以下の方の保険料	6.4兆円
75歳以上の方の自己負担	1.3兆円
75歳以上の方の保険料	1.2兆円

※後期高齢者医療制度の場合

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、
次の2つを見直します。皆さまのご理解をお願いいたします。

70歳以上の
皆さまへ

平成29年8月から、
高額療養費の上限額が
変わります

75歳以上の
皆さまへ

平成29年4月から、
医療保険料の軽減率が
変わります

詳しくは中面をご覧ください

70歳以上の
皆さまへ

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が 変わります

高額療養費制度とは、

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額(月ごと)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
	現役並み 課税所得 145万円以上の方	44,400円
一般 課税所得 145万円未満の方(※1)	12,000円	44,400円
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円 15,000円

平成29年8月から

外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円※2)
14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (多数回 44,400円※2)
8,000円	24,600円
	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

お問合せは
こちらまで

- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口

厚生労働省 高額療養費制度

検索



▲高額療養費の詳細内容については、こちらからも確認できます

75歳以上の
皆さまへ

平成29年4月から、 医療保険料の軽減率が 変わります

75歳以上の方の保険料は、

- ①年収に応じて納めていただく部分(所得割) と、
- ②全員に納めていただく定額部分(均等割) があります。

平成29年4月から、75歳以上の方の保険料が下のよう
に変わります。

1 所得割の額が変わる方

年収 約153万円～約211万円の方

平成28年度までの所得割は、
特例的に**5割軽減**されていましたが、
29年度は**2割軽減**になります。
(均等割の定額部分は変わりません)



2 均等割の額が変わる方

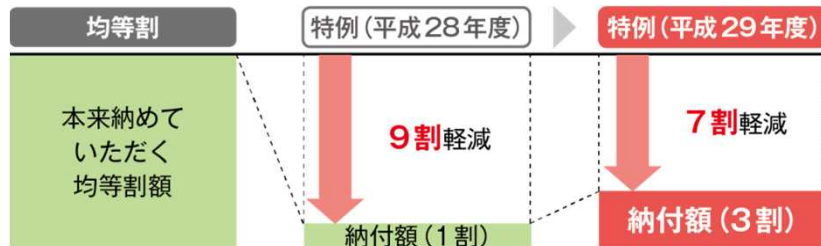
元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成28年度までの均等割は、
特例的に**9割軽減**されていましたが、
平成29年度は**7割軽減**になります。

※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられません。



保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、
前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、
後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。
そのため平成28年度よりも平成29年度の保険料額が増えますが、
実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。

引き落とし額の間違ひではありませんので、
ご注意ください。

[引き落とし額の例] 元被扶養者に該当する方の場合

平成28年度の保険料額 年額 4,530円						
700円	700円	700円	830円	800円	800円	
平成29年度の保険料額 年額 13,590円						
800円	800円	800円	3,790円	3,700円	3,700円	
4月	6月	8月	10月	12月	2月	

※実際の金額は、都道府県ごとに異なります。

お問合せは
こちらまで

- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口

厚生労働省 高齢者医療制度

検索



▲保険料の詳しい内容については、こちらからも確認できます

支払い上限額の見直しについて

Q なぜ高額療養費を見直すのですか？

A 高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです。

医療費の負担の上限額は、同じ年収であっても、高齢者のほうが若者世代よりも低く設定されています(下図)。世代間の公平を図るため、高齢者のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

上限額の比較 ※ 70歳以上の方の上限額は、平成29年7月診療分までのものです。

70歳以上の方		年 収	69歳以下の方
外来(個人ごと)	約80,100円 (44,400円)	約370万円以上の方	約252,600円(140,100円)
44,400円			約167,400円(93,000円)
12,000円	44,400円	約370万円までの方 住民税非課税世帯 住民税非課税世帯 (所得一定以下)	約80,100円(44,400円)
8,000円	24,600円		57,600円(44,400円)
	15,000円		35,400円(24,600円)

Q 70歳以上なのですが、私は、8月から窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

医療費の上限額は、収入に応じて決まります。8月からご自身の上限額がいくらになるのかについては、ご加入の保険者にお問い合わせください。

保険料の軽減率の見直しについて

Q なぜ保険料の軽減を見直すのですか？

A 高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです。

75歳以上の方の保険料が軽減されていることにより、若者は医療費が少ないにもかかわらず、高齢者よりも高い保険料を納めています。高齢者と若者の世代間の公平を図るため、75歳以上の方のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

Q 75歳以上なのですが、私の保険料はどのくらい増えるのですか？

A 6～7月ごろに送付される保険料額決定通知書でご確認ください。

毎年6～7月ごろに、ご加入の保険者から、保険料額決定通知書が皆さまに送付されます。その通知書に、その年度の保険料が記載されますので、ご確認ください。詳しくは、ご加入の保険者にお問い合わせください。

Q 元被扶養者と、そうでない場合では、どれくらい保険料額が違うのですか？

A 元被扶養者の方の保険料は、収入額にかかわらず軽減されています。

元被扶養者の方は、年収があってもなくても、均等割額が9割軽減されています。一方、元被扶養者でない方は、年収に応じて保険料をご負担いただきます。

しかし、元被扶養者の方も、元被扶養者でない方も、同じ後期高齢者であることから、今後は、世代内の公平を図るため、段階的に軽減を見直していきます。

Q 元被扶養者なのですが、私の保険料は必ず増えるのですか？

A 元被扶養者の方でも、世帯の所得が低い方は、低所得者の軽減が適用されます。

元被扶養者の方は、平成29年度は、均等割が7割軽減になります。

しかし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割が9割軽減される場合や8.5割軽減される場合があります。

詳しくは、毎年6～7月ごろにご加入の保険者から送付される、保険料額決定通知書でご確認ください。

